

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

熊本市中央区呉服町二丁目三六番地一  
有限会社五誠社

清算人 藤木 崇弘

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

鹿児島県始良郡湧水町米永三三四二番地三  
株式会社ミープ

清算人 有浦 和輝

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

沖縄県宜野湾市新成二丁目三〇番一八一四  
〇六号エンゼルハイム普天間  
有限会社ゆうな商事

代表清算人 太田 一

解散公告(第一回)

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区内神田三丁目二番一  
一  
鹿沼ビルディング株式会社

代表清算人 福島 範治

解散公告(第一回)

当組合は解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

新潟県糸魚川市大字別所二二三番地  
別所生産森林組合

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

兵庫県高砂市米田町米田一〇三番地一  
医療法人社団仁成会金村医院

清算人 金村 成姫

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十一月十一日熊本地方裁判所八代支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

熊本県八代市本町四丁目二番三〇号  
宗教法人實相院

清算人 弁護士 笠 賢太郎

連絡先 熊本県荒尾市本井手一五六二一四  
宝正ビル三階

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月十八日理事三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

北海道土川郡土川町新町七二番地  
学校法人のぞみ学園

清算人 安藤 公遵

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年十二月二十日開催の総会の決議により、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

岩手県紫波郡紫波町西長岡字中ノ沢七一  
農事組合法人長岡中央果樹生産組合

解散公告(第三回)

当事業組合は、令和七年十二月二十四日付七都市整防第五二六号の解散認可により解散いたしましたので、当事業組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二五番八号  
西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合

代表清算人 佐々 一郎

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

福井県坂井市丸岡町谷町二丁目二五番地  
本願寺円陵教堂

清算人 松本 隆英

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年四月二日開催の責任役員会の決議並びに包括宗教団体の承認及び香川県知事の認証により、令和七年十二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地  
宗教法人実相寺

清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに松山市長の認可により、令和七年十二月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

愛媛県松山市北条辻一三七七番地一  
医療法人高橋医院

清算人 高橋 敬輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。  
(乙) 計算書類の公告義務はありません。  
令和八年一月二十三日

北海道寿都郡黒松内町字黒松内二〇五番地  
代表取締役 菅原 圭介  
北海道寿都郡黒松内町字黒松内二〇五番地  
代表取締役 菅原 圭介

北海道寿都郡黒松内町字黒松内二〇五番地  
代表取締役 菅原 圭介

第53期決算公告 令和8年1月23日  
北海道寿都郡黒松内町字黒松内205番地  
株式会社スガワラ  
代表取締役 菅原 圭介  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目      |      | 金 額(千円) |
|----------|------|---------|
| 資産部      | 流動資産 | 836,420 |
|          | 固定資産 | 88,615  |
|          | 合 計  | 925,035 |
| 負債純資産及び部 | 流動負債 | 401,895 |
|          | 固定負債 | 54,540  |
|          | 合 計  | 456,435 |
| 純資産部     | 資本金  | 30,000  |
|          | 剰余金  | 438,599 |
|          | 合 計  | 468,599 |
| 負債純資産及び部 | 流動負債 | 401,895 |
|          | 固定負債 | 54,540  |
|          | 合 計  | 456,435 |
| 純資産部     | 資本金  | 30,000  |
|          | 剰余金  | 438,599 |
|          | 合 計  | 468,599 |
| 負債純資産及び部 | 流動負債 | 401,895 |
|          | 固定負債 | 54,540  |
|          | 合 計  | 456,435 |
| 純資産部     | 資本金  | 30,000  |
|          | 剰余金  | 438,599 |
|          | 合 計  | 468,599 |